

別に定める事項（住宅耐震改修計画策定費補助）

<p>第4条の2 (事前協議)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マンションの付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 2 補助金の交付を申請することについて管理組合の議決等を経たこと若しくは理事会の議決等を経たことを証する書類
<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅概要書（様式第耐震1-1号） 2 住宅（区分所有のマンションを除く。）の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し（原則、全住戸分） <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、管理組合及び建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） 4 区分所有のマンションの場合は、マンションの管理組合及び建築年月が確認できる書類で、前項各号に掲げるいずれかの写し 5 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 6 耐震診断・耐震改修計画策定費用の見積書 7 その他共同住宅の場合は、次に掲げる書類

	<p>(1) 戸数及び住戸ごとの専用面積若しくは専有面積が確認できる書類</p> <p>(2) 区分所有の場合は、交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(3) 区分所有の場合で、管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>8 マンションの場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 延べ面積が確認できる書類</p> <p>(2) 区分所有の場合は、前項第2号に掲げるもの</p> <p>(3) 区分所有の場合で、管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、前項第3号に掲げるもの</p> <p>9 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る補助対象経費及び補助金の額の算定に必要となる書類</p> <p>10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>(指定期日) 当該事業に着手する前</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p> <p>(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる。</p> <p>(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅延なく</p>
<p>第10条第2項 (事業遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項) 事業遂行状況</p>

	<p>(添付書類)</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる書類として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>第10条第3項 (事業遂行困難報告)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>1 事業の遂行が困難な理由</p> <p>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</p>
<p>第12条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 補助金算定・精算書(様式第耐震2号)</p> <p>2 耐震改修工事費用の見積書</p> <p>3 補助金交付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書(補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。)の写し</p> <p>4 耐震診断報告書(様式第耐震3号)</p> <p>5 耐震改修工事に係る図書で、次に掲げるもの</p> <p>(1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)</p> <p>(2) 配置図</p> <p>(3) 求積図・求積表</p> <p>(4) 平面図、立面図(それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの)</p> <p>(5) その他耐震改修計画等の内容が確認できる図書</p> <p>6 耐震改修計画策定に係る契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>8 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の12月26日のいずれか</p>

	早い日。
第24条第2項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) —

別に定める事項（住宅耐震改修工事費補助）

<p>第4条の2 (事前協議)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 マンションの付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 2 補助金の交付を申請することについて管理組合の議決等を経たこと若しくは理事会の議決等を経たことを証する書類
<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅概要書（様式第耐震1-2号） 2 補助金算定・精算書（様式第耐震2号） 3 住宅（区分所有のマンションを除く。）の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し（原則、全住戸分） <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、管理組合及び建築年月を証明する書類 4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） 5 区分所有のマンションの場合は、マンションの管理組合及び建築年月が確認できる書類で、前項各号に掲げるいずれかの写し 6 耐震診断報告書（様式第耐震3号） 7 所得証明書の写し（補助事業の対象となる者の全員分。ただし、マンションの場合を除く。） 8 耐震改修工事に係る図書で、次に掲げるもの

	<p>(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）</p> <p>(2) 求積図・求積表</p> <p>(3) 配置図</p> <p>(4) 平面図、立面図（それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの）</p> <p>(5) その他耐震改修工事等の内容が確認できる図書</p> <p>9 その他共同住宅の場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 戸数及び住戸ごとの専用面積若しくは専有面積が確認できる書類</p> <p>(2) 区分所有の場合は、交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(3) 区分所有の場合で、管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>10 マンションの場合は、次に掲げる書類</p> <p>(1) 延べ面積が確認できる書類</p> <p>(2) 区分所有の場合は、前項第2号に掲げるもの</p> <p>(3) 区分所有の場合で、管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、前項第3号に掲げるもの</p> <p>11 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る補助対象経費及び補助金の額の算定に必要な書類</p> <p>12 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（マンションの場合を除く。）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）</p> <p>13 耐震改修工事実績公表同意書（マンションの場合を除く。） （様式第耐震5－1号）</p>
--	--

	<p>1 4 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>※ 交付申請書を住宅耐震改修計画策定費補助の実績報告書と同時に提出する場合、上記3、4、5及び7の書類は当該実績報告書をもって代えることができる。</p>
	<p>（指定期日）</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>第9条第1項 （変更交付申請）</p>	<p>（軽微な変更）</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>（添付書類）</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる</p>
	<p>（指定期日）</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅延なく</p>
<p>第10条第2項 （事業遂行状況報告）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>事業遂行状況</p>
	<p>（添付書類）</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる書類として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>第10条第3項 （事業遂行困難報告）</p>	<p>（報告事項）</p> <p>1 事業の遂行が困難な理由</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>

<p>第 1 2 条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金算定・精算書 (様式第耐震 2 号) 2 補助金交付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書 (補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。) の写し 3 工事実施確認書 (様式第耐震 4 号) 4 耐震改修工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 耐震改修工事実績公表内容報告書 (マンションの場合を除く。) (様式第耐震 5 - 2 号) 7 委任状 (代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格 (建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号 (登録府県名等)) を記載したもの)
	<p>(指定期日)</p> <p>当該事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の 1 2 月 2 6 日のいずれか早い日。</p>
<p>第 2 4 条第 2 項 (財産処分の制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p style="text-align: center;">—</p>

別に定める事項（簡易耐震改修工事費補助）

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none">1 住宅概要書（様式第耐震簡1号）2 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し（原則、全住戸分）<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証(2) 住宅の登記事項証明書(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）4 所得証明書の写し（補助事業の対象となる者の全員分）5 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）6 その他共同住宅の場合は、次に掲げる書類<ol style="list-style-type: none">(1) 戸数及び住戸ごとの専用面積若しくは専有面積が確認できる書類(2) 区分所有の場合は、交付申請内容を行うことについて管理組合の議決等を経たことを証する書類(3) 区分所有の場合で、管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類7 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、居住の用に供する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類8 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し<ol style="list-style-type: none">(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく
-----------------------	---

	<p>住宅改修業者登録制度による登録証の写し（マンションの場合を除く。）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）</p> <p>9 耐震改修工事实績公表同意書（様式第耐震5-1号）</p> <p>10 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該事業に着手する前</p>
第9条第1項 (変更交付申請)	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅延なく</p>
第10条第2項 (事業遂行状況報告)	<p>(報告事項)</p> <p>事業遂行状況</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる書類として、市長が必要と認めるもの</p>
第10条第3項 (事業遂行困難報告)	<p>(報告事項)</p> <p>1 事業の遂行が困難な理由</p> <p>2 今後の見通し（完了予定年月日）及び所見</p>
第12条 (実績報告)	<p>(添付書類)</p> <p>1 補助金精算書（様式第耐震簡2号）</p> <p>2 補助金交付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書（補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。）の写し</p>

	<p>3 耐震診断報告書（様式第耐震簡 3 号）</p> <p>4 耐震改修工事に係る図書で、次に掲げるもの</p> <p>（1） 配置図</p> <p>（2） 求積図・求積表</p> <p>（3） 平面図、立面図（それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの）</p> <p>（4） その他耐震改修工事等の内容が確認できる図書</p> <p>5 工事実施確認書（様式第耐震簡 4 号）</p> <p>6 耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に係る契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>7 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し</p> <p>8 耐震改修工事実績公表内容報告書（様式第耐震 5 - 2 号）</p> <p>9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p> <p>（指定期日）</p> <p>当該事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の 12 月 26 日のいずれか早い日。</p>
<p>第 24 条第 2 項 （財産処分の制限）</p>	<p>（処分制限期間）</p> <p style="text-align: center;">—</p>

別に定める事項（屋根軽量化工事費補助）

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none">1 住宅概要書（様式第耐震部分1号）2 補助金算定・精算書（様式第耐震部分2号）3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し（原則、全住戸分）<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証(2) 住宅の登記事項証明書(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）5 工事事業計画書（様式第耐震部分3号）6 所得証明書の写し（補助事業の対象となる者の全員分）7 屋根軽量化工事に係る図書で、次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none">(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）(2) 求積図・求積表（屋根の面積が確認できるものを含む。）(3) 配置図(4) 平面図、立面図（それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの）(5) その他屋根軽量化工事等の内容が確認できる図書8 その他共同住宅の場合は、次に掲げる書類<ol style="list-style-type: none">(1) 戸数及び住戸ごとの専用面積若しくは専有面積が確認できる書類(2) 区分所有の場合は、交付申請内容を行うことについて管理
-----------------------	--

	<p>組合の議決等を経たことを証する書類</p> <p>(3) 区分所有の場合で、管理組合の理事長等が代表して申請する場合は、理事長等であることを証する書類</p> <p>9 店舗等の用途を兼ねる住宅の場合は、居住の用に供する部分の補助対象経費の算定に必要となる書類</p> <p>10 改修工事を実施する事業者の要件が確認できる書類で、次の各号のいずれかの写し</p> <p>(1) 兵庫県「住宅改修事業の適正化に関する条例」に基づく住宅改修業者登録制度による登録証の写し（マンションの場合を除く。）</p> <p>(2) 兵庫県の登録を受けた事業者グループを構成する事業者であることが確認できる書類（木造戸建住宅の場合に限る）</p> <p>11 耐震改修工事実績公表同意書（様式第耐震5-1号）</p> <p>12 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p> <p>(添付書類)</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる</p> <p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅延なく</p>
<p>第10条第2項 (事業遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>事業遂行状況</p>

	<p>(添付書類)</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる書類として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>第10条第3項 (事業遂行困難報告)</p>	<p>(報告事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の遂行が困難な理由 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
<p>第12条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助金算定・精算書(様式第耐震部分2号) 2 補助金交付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書(補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。)の写し 3 工事実施確認書(様式第耐震部分4号) 4 屋根軽量化工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 耐震改修工事実績公表内容報告書(様式第耐震5-2号) 7 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの) <p>(指定期日)</p> <p>当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の12月26日のいずれか早い日。</p>
<p>第24条第2項 (財産処分の制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p style="text-align: center;">—</p>

別に定める事項（シェルター型工事費補助）

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none">1 住宅概要書（様式第耐震部分1号）2 補助金算定・精算書（様式第耐震部分2号）3 住宅の所有者及び建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し<ol style="list-style-type: none">(1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証(2) 住宅の登記事項証明書(3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの）(4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類4 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等）5 工事事業計画書（様式第耐震部分3号）6 所得証明書の写し7 シェルター型工事に係る図書で、次に掲げるもの<ol style="list-style-type: none">(1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したものの）(2) 求積図・求積表(3) 配置図(4) 平面図、立面図（それぞれ耐震改修前後のもので、改修の部位及び内容を明示したもの）(5) その他シェルター型工事等の内容が確認できる図書8 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの）
	<p>(指定期日)</p>

	当該事業に着手する前
第9条第1項 (変更交付申請)	(軽微な変更) 補助金の額に変更を生じないもの(補助の対象となる住宅の変更を除く。)
	(添付書類) 第5条関係の各添付書類に準じる
	(指定期日) 補助金の額に変更が生じると判明してから遅延なく
第10条第2項 (事業遂行状況報告)	(報告事項) 事業遂行状況
	(添付書類) 事業の遂行状況を確認することができる書類として、市長が必要と認めるもの
第10条第3項 (事業遂行困難報告)	(報告事項) 1 事業の遂行が困難な理由 2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見
第12条 (実績報告)	(添付書類) 1 補助金算定・精算書(様式第耐震部分2号) 2 補助金交付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書(補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。)の写し 3 工事実施確認書(様式第耐震部分4号) 4 シェルター型工事に係る請負契約書の写し及び領収書の写し 5 兵庫県住宅再建共済制度加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度加入申込書の写し 6 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)
	(指定期日) 当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事

	業が完了した日の属する市の会計年度の12月26日のいずれか早い日。
第24条第2項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) —

別に定める事項（防災ベッド等設置費補助）

<p>第5条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅概要書（様式第建防1号） 2 住宅の建築年月が確認できる書類で、次に掲げるいずれかの写し <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅の建築時の建築確認通知書又は検査済証 (2) 住宅の登記事項証明書 (3) 住宅の固定資産課税台帳登録証明（建築年月が記載されたもの） (4) その他住宅の所有者、建築年月を証明する書類 3 所有者が高齢者の場合で、当該所有者の二親等以内の親族が申請者となる場合は、所有者の年齢（生年月日）及び所有者と申請者の関係が分かる書類（所有者の運転免許証又はマイナンバーカードの表面等及び戸籍謄本、戸籍抄本又は第三者による任意の証明書等） 4 防災ベッド等を設置する住宅の簡易耐震診断等の結果 5 住民票の写し 6 所得証明書の写し 7 住宅の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 8 設置しようとしている防災ベッド等に関する仕様書及び見積書 9 委任状（代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格（建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号（登録府県名等））を記載したもの） <p>(指定期日)</p> <p>当該事業に着手する前</p>
<p>第9条第1項 (変更交付申請)</p>	<p>(軽微な変更)</p> <p>補助金の額に変更を生じないもの（補助の対象となる住宅の変更を除く。）</p>

	<p>(添付書類)</p> <p>第5条関係の各添付書類に準じる</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>補助金の額に変更が生じると判明してから遅延なく</p>
<p>第10条第2項 (事業遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>事業遂行状況</p>
	<p>(添付書類)</p> <p>事業の遂行状況を確認することができる書類として、市長が必要と認めるもの</p>
<p>第10条第3項 (事業遂行困難報告)</p>	<p>(報告事項)</p> <p>1 事業の遂行が困難な理由</p> <p>2 今後の見通し(完了予定年月日)及び所見</p>
<p>第12条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 補助金受付決定通知書の写し又は補助金交付決定変更通知書(補助金交付決定変更通知書を受けた場合に限る。)の写し</p> <p>2 防災ベッド等の設置に係る契約書の写し及び領収書の写し</p> <p>3 完了写真</p> <p>4 兵庫県住宅再建共済制度(兵庫県家財再建共済制度を含む。)加入証書の写し又は兵庫県住宅再建共済制度(兵庫県家財再建共済制度を含む。)加入申込書の写し</p> <p>5 委任状(代理人が申請手続を行う場合は、委任状に代理人の資格(建築士の場合は、一級・二級等の別、登録番号(登録府県名等))を記載したもの)</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>当該事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該事業が完了した日の属する市の会計年度の12月26日のいずれか早い日。</p>
<p>第24条第2項 (財産処分の制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p>—</p>

